



内閣府（防災担当）

## 被災者支援のあり方検討会（第10回）

### 議事要旨について

#### 1. 日 時

令和7年10月14日（火）10：00～12：00

#### 2. 出席者

鍵屋座長、阿部委員、浦野委員、栗田委員、酒井委員、阪本委員、佐藤委員、菅野委員、蓮子委員、米野委員

（以下オブザーバー）

熊本県（地域支え合い支援室長）、横浜市（防災企画課長）、茅野市（防災課長）

※その他各省庁

#### 3. 議題

（1）被災者支援に関する取組状況の情報提供・議論について

（2）その他

#### 4. 議事要旨

（1）被災者支援に関する取組状況の情報提供・議論について

各委員からの主な意見は以下のとおり。

（責任の主体）

○ 災害救助法の適用有無によって責任主体が異なり、自治体に専門性が蓄積しづらいこともあり、法制度の抜本的な見直しが必要。

（福祉の体制整備）

○ 社会福祉施設の機能回復への取組がまだ十分ではなく、金銭的なインセンティブを与えるなど、事前防災におけるソフト対策についても安全率の考え方を導入し、災害時に必要な支援が確実に行き届く制度にしていく必要がある。

○ 平時における体制整備と災害時における体制整備をフェーズフリーな形で一体的に実施していくべき。

- 法改正の目的は災害時にも尊厳が守られる社会づくりと考える。平時の社会保障の理念を災害時にも適用すべきであり、平時の支援が災害時にも継続して受け続けられるような制度設計が望ましい。
- 社会保障の一般制度を災害時にも使えるように拡大する、また、一般枠で実質的に救済できない場合の特別枠をいかに設定し、かつ、運用できるかが問われている。
- 被災した施設の早期再開に向け、介護人材の確保、社会福祉施設が拠点機能を果たすための施設自体の強靭化に係る支援が必要。

(福祉相談等災害ケースマネジメントの強化)

- 相談に係る包括的な支援体制が整備されるよう、支援関係機関に対して教育訓練を実施するなど、全国レベルでの適切な応援体制を構築すべき。
- DWATによる在宅支援にあっては、既往の被災高齢者等把握事業、災害ボランティアセンターやNPO等の活動と一本化しながら取り組めるような場をつくることも重要。
- 避難生活支援を担う地域人材とDWATなどの専門アドバイザーをつなぐコーディネーターの充実も必要。
- 被災高齢者等把握事業について、在宅避難者の相談事に耳を傾け、支援制度の説明やその後の個別避難計画の策定に確實につなげられるよう、特定非常災害以外の災害でも10／10の補助が受けられるようにしてはどうか。
- 災害救助法適用期間後の復興段階においても、見守り支援に係る十分な財源措置を確保し、閑連死を防ぐことが重要。
- 障害者のニーズは様々であるため、障害者一人ひとりに寄り添った支援に備えて、知識やリテラシーの定着、障害者団体内での情報の共有、細やかな支援のあり方の検討などが重要。
- DWATの派遣に係る人件費は派遣を受けた被災施設側が負担することになっていることについて検討してほしい。

(福祉人材の確保)

- 配慮を必要とする被災者の状況を把握・分析し、関係機関の調整会議の設定、個別支援計画の策定まで担うコーディネーターの育成が必要。
- 福祉サービスの体制が整っていない高齢者が多い過疎地域に対して、福祉専門職の中長期派遣が可能となるような制度も検討すべき。
- 福祉人材が不足しているため、OJTや研修を通じて避難所対応ができる市民を育成すべき。
- 法改正により多くの団体との調整業務など自治体職員の事務負担が増えるため、

日頃からの訓練の実施、災害対応の標準化の整備などをすべき。

- 平時からのD W A T の人材確保・育成、関係機関との連携の強化、災害ボランティアセンターの運営支援等に係る取り組みについて更なる推進を図るために、全国への災害福祉支援センターの設置促進、そのための財政支援の検討を行うべき。
- 事務作業の負担が大きいため、負担軽減のための全般的な見直しや、全体を管理するコーディネーターの育成、配置が必要である。

(避難所支援)

- トイレの数の確保は重要だが、スフィア基準に基づく安心して使用できるトイレの普及を進めていく必要がある。
- 福祉避難所が開設できない場合に、一般避難所の中に要配慮者のスペースが確保されるような体制づくりが必要ではないか。

(罹災証明書)

- 家の壊れ具合を示す罹災証明書の結果が被災者支援の基準の中心となっているが、実際に必要な支援策と乖離があるため、社会保障上の基準の一要素として取り扱うべき。
- 自治体職員の負担を減らすため、被害認定調査を民間に委託していくことも重要。

(広域的な避難者への支援)

- 広域避難の場合、住民票を移したり、被災自治体が出向いたりせずに、避難先の自治体で支援が受けられるような体制整備が必要。
- 地元に戻りたい者を地元に戻せるようにする、高齢者が取り残されないようにする、二次避難の退去時に行方不明とならないようにするなど、避難された後の出口を見据えた戦略検討の充実化が必要ではないか。
- 広域避難の場合の避難先による支援サービスの差をなくすべき。

(雇用創出)

- 地域労働市場が被害を受けた場合に、被災地域の労働力が不足しないよう、迅速な雇用機会の創出を可能とする仕組みを平時から準備しておくべき。

(被災者の住まい確保)

- 被災者の当面の住まいの確保として、応急仮設住宅のみに頼らず、住宅セーフティネット制度に登録された賃貸住宅も活用されるようにしてほしい。

(災害関連死対策)

- 多岐にわたる原因を各専門分野が縦断・横断的に分析し、被災者支援策の具体的な検討につながる効果的な議論の場を設ける必要がある。

(災害対応車両)

- 災害対応車両情報の整備に加え、燃料供給するサービスステーション、駐車スペース、水、電気等の情報も整備が必要ではないか。

(被災者支援策の格差是正)

- 支援に入る自治体や職員の知識や経験によって支援の質が異なる。災害対応に関わる職員のため、体系だった人材育成やそのためのロードマップづくりが必要。
- 災害の種類や避難した自治体によらず、どの災害・どこに避難しても等しく被災者支援が受けられるような体制にすべき。
- 納得感をもって罹災証明書の結果や災害関連死の認定結果を受けられるよう、適用プロセス等を公開していくとよいのではないか。
- 被災者の生活全体の課題を把握し公的支援制度につなげるために必要な最低限の知識についての共通認識を持つ必要がある。
- 高齢化、相続、行方不明、長期避難等を理由として、各被災者支援制度の申請ができるない方がいるため、きめ細やかな体制整備や申請の簡略化ができるとよい。
- 制度を運用できる人材を育成する必要があり、防災大学校設置の議論を進めていただきたい。

(防災庁)

- 防災庁の動きに関して、障害者団体の参加・意見聴取の機会を設けていただきたい。
- 福祉領域の実務について、関係機関に委託するだけでなく、防災庁が主体的に取り組んでほしい。

(復興庁のノウハウ活用)

- 東日本大震災の復興庁の取組のノウハウを活かして、官民で連携した支援活動を行うべき。

(被災者援護協力団体)

- NPO団体等が被災者援護協力団体に登録することにより、都道府県ごとに登録団体を把握でき、普段から連携することが可能。これにより迅速な被災者支援につながるという制度の目的を丁寧に周知してほしい。

- 障害のある人の団体が排除されかねない規定もあることから、当事者参加による支援活動という観点では、制度上の運用の工夫をお願いしたい。

(応急仮設住宅)

- 被災者の立場に立てば、仮設住宅の供与期間の延長判断はより早い段階でできるようにならないか。
- 建設型の応急仮設住宅について、供与期間の延長を考えると、3～5年住むことも見据えた住宅の広さなどの質の確保も検討すべきではないか。
- 賃貸型の応急仮設住宅について、被災した地域から離れることなく生活ができるよう、空き家の活用ももう少しうまく進められないか。
- 空き家を賃貸型の応急仮設住宅として活用するための修理費を公費で負担するような方法も検討していく必要があるのではないか。

(応急修理費)

- 既存ストック活用の観点からすれば、応急修理の額や内容について見直す余地もあるのではないか。

(熱中症対策)

- プレハブを早期に設置し、クールシェアスポットを地域の中でつくるなど、夏場の水害でエアコンが被害を受けた場合の暑さ対策を検討すべき。

(2) その他

特になし。

以 上